

## 第6回 碧南市 景色づくり委員会 議事録

◆日時：平成24年1月10日（火）

◆時間：午前9時30分から12時00分まで

◆場所：碧南市役所 2階談話室2、3

番号	役職	所属団体・職	氏名	分野
1	委員長	愛知県立芸術大学 デザイン専攻・美術学部 准教授	水津功氏	学識経験 (デザイン)
2	副委員長	名古屋大学院 環境学研究科都市環境学専攻准教授	村山顕人氏	学識経験 (都市計画)
3	委員	名古屋大学大学院 環境学研究科都市環境学専攻教授	清水裕之氏	学識経験 (建築)
4	委員	碧南商工会議所	磯貝忠通氏	商業
5	委員	あいち中央農業協同組合 営農部 副部長 兼 碧南営農センター長	小笠原勝人氏	農業
6	委員	(社) 愛知建築士会碧南支部 支部長	杉浦学氏 (欠席)	建築
7	委員		石川治氏	公募市民
8	委員		古久根枝理氏 (欠席)	公募市民
9	委員		清澤トキ氏	公募市民
10	委員		藤岡旭氏 (欠席)	公募市民
11	委員		竹原幸子氏	公募市民
12	委員		鳥居正樹氏	公募市民
13	委員		小笠原寛氏	公募市民
1	顧問	愛知県建設部公園緑地課 課長(代理)	桜井種生氏	関係機関
2	顧問	愛知県建設部都市計画課 課長(代理)	市石誠氏	関係機関
3		愛知県建設部都市計画課	中川善貴氏	関係機関
4	顧問	愛知県知立建設事務所 総務課 企画調整監	余語正義氏	関係機関
(出席者 13名の内、委員 10名)				
事務局	建設部 建設部 都市計画課 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	部長	稲垣生夫 (欠席)	
		課長	小笠原盛明	
		主幹	志賀雅樹	
		課長補佐	太田貞夫	
		課長補佐	亀島弘樹	
		担当係長	亀島政司	
		担当係長	長谷川和幸	
		主査	金田雪雄	
		昭和株式会社	青野智樹	
			白崎益恵	
		早川和菜		

◆内容：

1. あいさつ

都市計画課長より開会のあいさつを行った。

2. 議題

(1) 第5回景色づくり委員会で出された主な意見について

事務局より、第5回景色づくり委員会で出された意見の対応として資料1の説明を行った。質疑応答は、以下のとおりである。

【質疑応答】

副委員長) 届出対象行為の規模については、別の手段があると思う。このことについては、議題で議論していきたいと思う。

委員長) 届出対象行為の規模や事前協議は、新しい取り組みでもあるため、議論を尽くすべき内容であると思う。

(2) 景観計画（素案）の修正事項について

事務局より、資料2（p.1～p.66）について補足資料と併せて説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

【質疑応答】

A委員) 3か月程、ドイツの景観計画をしっかりと見てきて、大変ショックを受けたことを、今回は報告も兼ねてお話ししたい。ドイツの景観計画は、自然保護法のもとで作成され、日本の場合は景観法のもとで作成されている。

ドイツの場合、自然保護法といっても、都市の中まで農地や森林、都市計画等含めた全ての国土を網羅的に景観計画として考えられていることがすごく大きな特徴である。更にEU、ヨーロッパ全土の大きな体系付け、国の体系付け、州の体系付け、そして自治体の体系付けと、非常に連結性の高い景観計画になっている。その要素としては、もちろん生態系や水、緑がベースにあり、更に気候、エネルギー、文化、レクリエーション、産業についても体系的な連携を都市計画系の法律と環境評価と連動するように仕組みされており、将来のビジョンを目指していくための政策が展開している。非常に丁寧に作成され、目標に向けてかなり厳しい規制がかけられているが、現在では、駅前周辺は少し緩い規制になることになり、その方向性は途絶えている。しかし、目標があり目標に向

けて現状を把握して、現状に対して何が問題であるかをしっかりとモニタリングしている。新しい開発や計画を行う際には、モニタリング結果による環境へのインパクトを予測し、どのように抑制するのかといった仕組みづくりがよく出来ている。碧南市の計画は、とてもよく出来ていると思うが、非常に情緒的で目標があまりはっきりしていないと私は改めて思った。各地域区分の将来像の在り方、何を指すのかをもう少ししっかりと示した方がよいと思う。もう一つドイツでは、EUで大事であることを、国にも反映し、国で大事であることを地域レベルに反映されるなどと、連携している。今回、少なくとも愛知県の中で何が重要となっていて、何を碧南市の中で取り込んでいくかがないかと改めて感じた。またもう一つ、日本の場合は、昨年震災があり、防災が非常に重要であるため、減災防災についてももう少し突っ込んで示した方がよい。ドイツは、原子力を廃止したため、自然エネルギーによるエネルギー供給で、太陽エネルギーや農産物をベースにしたエネルギー、風のエネルギーなどから非常に多く確保している。これらのエネルギー利用をする際の施設の設置は、景色に部分的にすごく大きなインパクトを与えることになる。おそらく日本でも、いずれ実施していくことになると思ったとき、碧南市は、平地で農地もあり、海岸線もあるため、おそらく太陽エネルギーへの転換が議論されるのではないかと思う。その際には、今の景観計画では、その辺りのことは全く示せていないため、もう少し示さないと10年後には対応できない可能性があるなど感じた。そのため、もう少し目標を明確にすることと、愛知県や国の大きな方針との連結性、災害について、もう少し大事にしてほしい。全県的については、碧南市としては、衣浦湾、矢作川、水田の連結が大事だと思う。西三河の農地、水田、矢作川の県との連結、衣浦湾の環境問題は、多分全県的なレベルでの評価をしていかななくてはならないと思う。

日本の景観法の骨組みそのものが、ドイツと大きく異なるため、大きく変更するのは難しいと思う。第2章から第3章は、日本の景観法の中で大事なところだと思う。目標の明確化、情緒的でない基本方針とするには、おそらくモニタリングの徹底が必要だと思う。モニタリングの徹底とは、例えば、水害の抑制であれば、雨水の浸透や地域の植栽、水域の状況を徹底的にモニタリングして数値化して示すことが考えられる。また地域の植生を増やす団体があるが、現在の地域特有の植生がどうなのか、毎年どのように変化しているのかについて、少なくともモニタリングが必要である。景色も、まちの風景がこうあるべきだ

とある中で、昔の風景から現状の風景への変化をモニタリングする必要がある。産業の話を追加すると、例えば、現状の商業集積は、どこにどのように集積しているのか、持続的に現状、来年、再来年とモニタリングすることで、問題点が見える。景観計画で規制することは難しいが、少なくともモニタリングを徹底して、毎年図を示して、地域で議論できるようにしていくことは、景観計画でも十分できると思う。この部分を明確にすることで、ビジョンと毎年の方向性が上手くかみ合って、その時々で新しい展開、行政規模の方針に反映できると思う。例えば、自然エネルギーの展開という方針が新たに導入された場合には、どこに展開しているのかを示せるような環境を作っておくことが、とても大事だと思う。その中で、論理性がベースになって、みんなで議論することが大事になってくると思う。そのため、第5章と第6章の間に、環境問題や景色問題について、1章入れて示すことが考えられるというのが、私の意見である。

**委員長）** ありがとうございます。私もドイツの報告会に参加して、ショックを受けた内容だった。ドイツは、自然問題、災害、産業など相当色々な要素とリンクして総合的な政策につながっていくような仕組みになっている。

**A 委員）** ドイツの規制はものすごく厳しいが、規制をするために、徹底したモニタリングを行っている。碧南市では、今回行政全体の流れがあるため、規制を強くすることは出来ないが、モニタリングしていくことはできると思う。

**委員長）** 例えば 16、17 ページの基本方針のどの分野にも、水と緑のネットワークや、緑の言葉が入っている。つまり、緑が、色々な意味合いを同時に持っているため、逆に言えば、計画の中でも色々な意味合いがあるという言い方も出来たと思う。緑を重んじることは、自然保護になると同時に、規制の担保にもなるし、あるいは産業や協働にも繋がるということを示せると思う。同様の言葉が何度も出てきているため、どの様に把握してよいのか分かりにくい面もあるかもしれないと思う。これらの関係は、景色づくりからスタートして、上位計画や他計画とリンクしているはずであるが、ここでは割と視覚的な書き方にとどまっている。日本では、やはり一つの限界のようなものがあるかと思うが、色々な計画などに繋がっていかないと本当の景色ができていかないという問題を抱えながら、一方では少しでも実現できる計画としていきたい。

**A 委員)** 地域区分の検討をした際に作成した位置図は、とても良かったと思う。その位置図をもう少し丁寧に作成して、もう一度景観要素などをモニタリングして、モニタリング結果を、他の都市計画の色々な分野の方に反映させられれば、よいと思う。少なくともモニタリングをしてデータベースをしっかりと作成していくことはものすごく大事である。

**B 委員)** 質問で、愛知県の方向性と碧南市の計画がリンクするとは、どのように合ってくるのかを聞きたい。また、モニタリングの具体的な手法とは、どのようなイメージなのか聞きたい。

**C 顧問)** 愛知県の計画は、資料 2 の 3 ページの上位計画の中で、平成 19 年に策定した美しい愛知づくり基本計画で、愛知県の景観について非常にざっくりと示しており、具体的な言及はしていないため、各市町村で自由度の高い景観計画が策定しやすくなっているのが実情だと思う。

**A 委員)** 愛知県の国土利用計画の委員長を行っていて、愛知県は、国土利用計画より、はるかに宅地化が進んでいるため、数字で抑制しないといけないと思う。人口減少の時代に、宅地化が進行しているのは危ない状況であり、何とかしないといけないと思う。愛知県は、あいち自然環境保全戦略で、水と緑のネットワークの図を作成している。碧南市は絵から外れているが、西三河は、大事な位置づけとなり、色々なポイントが書いてあるため、見てもらうとよいと思う。

モニタリングのイメージとしては、丁寧に図を作成することだと思う。例えば、日本の都市の緑は、1 色で塗られてしまうことが多いが、ドイツでは、緑を針葉樹林や落葉樹、湿地、草原など 20~30 種類くらいに分類して塗られている。そうすることで、生態系の評価をすることもできる。

日本のビオトープは、水辺のエリアとしているが、宅地も含めてすべてビオトープのカテゴリーにしている。市街地の住宅についても、戸建て住宅、集合住宅、商業地域と、ものすごく細かく丁寧に塗り分けがされている。

日本でも、景観計画に連携しない事項についても、細かくモニタリングすることで塗り分けが毎年少しずつ好ましい方向に変化しているのか、好ましくない

方向に変化しているかが分かると思う。

**副委員長)** 第2章の基本方針は、第3章の景観形成基準の記述によって書き方を、最後に見直す必要があると思う。現時点では、16ページの「市全域にかかる景色づくりの基本方針」の①自然の5つ目の「広域的な視点場からの眺望」はよいと思う。しかし、具体的な視点場や、視点場からどのような景色を保全したいのかが、記載されていない。この部分を記載しないと、規制・誘導の方針も示せないため、設定する必要があると思う。具体的には、どこから景色を見たときに邪魔するような高い建物や奇抜なものを、規制・誘導するということである。そこが図面に示されているとよい。第3章に示すのかもしれないが、この部分の記述が少し必要だと思う。

17ページの⑤協働の4つ目の「緩やかな誘導から規制へと」というのは違和感がある。規制と誘導は、違う事柄のため、ここでは「緩やかな規制から厳しい規制へ」というようなことだと思う。ここで記載すべきことは、多分「規制、誘導、事業をバランスよく効果的に展開するような仕組みを検討します」という様な内容であり、どんなに意識づくりを高めても誘導は残ると思う。規制は、やってはいけないとする制限であるが、誘導はよりよい状態にするためにインセンティブを与えながら様子を見るという事であるため、誘導から規制へと移行するのではなく、景観整備の事業を実施するために、「規制、誘導、事業」の3つをバランスよく取り組んでいくことが大切である。

**D顧問)** 17ページの④産業の3つ目の「商業機能は駅を中心に集積を図りながら」とあるが、少し古いと感じるし、今はかなり商業の状況は変化してきているため、駅を中心にという部分はなくてもよいと思う。

7ページの碧南市の景色特性の②の「工業がつくる活気ある景色」で、ボードウォークの写真が使われているが、写真と文章が結びつかないため、違う写真の方がよいと思う。

21ページの旧海岸線基本軸は、海岸の反対側はどのような状態であったことを記載した方が分かりやすいと感じた。

**副委員長)** 7ページの②「発展の歴史を移す多様な景色」で、農業、工業、歴史がつくる景色はあるが、商業がつくる景色がない。三河線の走る景色に商業に

ついて記載があるが、必ずしも駅周辺だけではないため、商業がつくる景色は、三河線と切り離して記載した方が、その後の記述と整合性が図れると思う。

**A 委員)** 私の独断と偏見になるが、「新川」と「堀川」は、都市の中を流れる河川であるため、その性格付けをもっと明確に打ち出していくようなビジョンが必要だと思う。一方で、油ヶ淵と蜷川は、都市のエッジの部分であるため、逆に近自然的な方法で保全していくことが考えられる。蜷川は、しじみが多くいたから名前の由来になったのではないかと思う。蜷川が昔の川に復活できるようなビジョンを持った方が分かりやすと思う。旧名鉄三河線基本軸も、ビジョンがあまり示されていないため、目標像をもう少し示してもよいと思う。都市型の河川の在り方と、蜷川や油ヶ淵は、かなり違うため、その方向性の違いは明確にすることが考えられる。蜷川は、都市からの水がかなり蜷川に浸み出している可能性があると思うが、そのような都市の中の水循環を改善させることで、蜷川への水の浸み出しはもっと多くなると思う。

**事務局)** 地域で何を指すのかを示すのかと思う。

**A 委員)** みんなで地域について考えていき、頑張っ作っいこうというのは、よいと思うが、もう少し方向性が示してほしい。今回、検討をして軸を設定しているため、軸について目標をある程度誘導できると思う。

**委員長)** 45 ページの油ヶ淵ゾーンの目標では、「歴史」と言っているが、基本方針では、歴史の分野がなく、方向性が示されていない。

7 ページの「名鉄三河線の走る景色」は、現在走っている景色だけではなく、旧名鉄三河線も含めた方がよいと思う。

**E 委員)** p.17 の④産業の 5 つ目に、「街路樹や沿道の緑化」とあるが、碧南市では、8月に枝を切ってしまう。緑は、陽射しを遮るため、緑の下は木陰になり歩行者も車の人も助かると思う。しかし、8月に木を丸坊主にして、9、10月は、生え出してきた葉も切っている。私は、木は葉をつけているところが木であって、いつも幹だけでは、木ではないと思う。このような状態は、あまりよい景色ではないと思うため、木の剪定などの方針についても示してほしい

と思う。

**委員長**）近隣住民からのクレームがあるのだと思う。名古屋市でも同様に、毎年きれいに紅葉する素晴らしい並木がある場所でも、ある区間から先が紅葉する直前に全部刈られてしまっている。やはりそれぞれの事情があってこのような状況になっている。

**E 委員**）特に芸文の通りのケヤキ並木は、素晴らしかったが、最近はずっ立っているような木になってしまっている。緑化といいながら、実は緑化になっていないと思う。その点を、もう少し見直してほしいと思う。

**委員長**）私の住んでいる所の桜も有名で、みんな楽しみにしていた有名な場所であったが、近隣住民の苦情で倒れてしまったら新たに植栽しないとなってしまった。そのような苦情や文句について、どのように対応するか、何を市の資産とするかをすり合わせる必要がある。

**E 委員**）苦情は、一部の人であって、市民全員の苦情ではないと思う。ケヤキの場合は、近隣の人にとって落ち葉が大変なため、全部切って欲しいと言われる人がいるが、市民全体の声からしたら、ほんの一部であるため、その辺りをどのように対処するか、もう少し考えた方がよいと思う。

**A 委員**）その意見に大賛成である。特に碧南市や名古屋市は、強剪定の典型であり日本でも珍しいため、考えた方がよい。そのような利害関係が色々ある中で、モニタリングをしっかりと行い、情報を市民が理解してもらい、価値を共有することで、市の緑を守る結果や議論になると思う。日本の場合、都市の中の緑は、民有地の緑を大切にしないといけない。しかし最近、土地を相続するたびに土地が縮小するため、緑がどんどんなくなっている現状である。将来どうなるのかを含めて、どのように守っていくかを考えていくべきである。一緒に考えていかないと本当に緑が全くなくなってしまい、危険である。モニタリングで、緑がどのくらいあるのか、緑がどのように生えているのかということを丁寧に見ていくべきだと思う。

**F 委員)** 私が昔住んでいた藤沢市の辻堂で、海岸線に非常に綺麗な松並木がある 1,000 坪ほどの大きな邸宅があったが、相続の関係で、結局売られてしまい、松並木は切られ、土地も分割され 30 坪、50 坪の家が建ってしまった。あつという間に、綺麗な海岸と松並木があった街並み、景色が変わってしまったのを目にしている。そのような配慮や歯止めが必要だと思った。

清水先生の意見に共感したのは、一般的に市の計画は、言葉がちりばめられている中で、目標と現状の差を埋めることが大切である。目標を達成するために、毎年、3 年、10 年といったスパンで、計画がどこまで達成できているかを評価する仕組みが必要だと思う。そのような仕組みがなく、情緒的に示すと計画はあっても 10 年後に、何も実施されなかったと済んでしまうことがある。目標を立てるとしたら、必ず目標を達成する仕組みを作らないと、時代や担当者も変わっていく中で、計画はあるが現状は昔と変わらなかったって事はよくあると思う。歯止めの事、モニタリングや評価によって、3 年ごとに目標のステップを立てれば、変化が分かり、不足点については、重点的に政策を実施していこうという仕組みは、どんな計画にも必要だと思っている。比較的民間の企業よりも公共自治体の方が、評価のようなものが不足しているのではと前から感じていた。具体的に示せなくて申し訳ないが、このような事が必要かなと思う。評価して、次にどうするかまで示さないと、何もしなくても 10 年が終わってしまうということはあると思う。

**A 委員)** 景観法では、そのような評価という仕組みはできるのか。

**委員長)** 景観法には、必ず入れなさいというような記載はないが、自由に自治体が決められると思う。計画を策定して満足してしまい、その後のチェックが入らないことが怖いと思う。

**A 委員)** 先ほども言ったように、街路樹をモニタリングする項目を、作成して街路樹の大きさや状況について毎回チェックするだけで、随分違ってくると思う。

**副委員長)** 計画書の第 6 章の「景色づくりの推進に向けて」で、どのような指標を選定して確立していくのかを示せると思う。

### (3) 景観計画（素案）について

事務局より、資料2（p. 67～p. 72）について補足資料と併せて説明を行った。質疑応答は以下のとおりである。

#### 【質疑応答】

副委員長) 冒頭で申し上げたが、私自身、届出対象行為の規模は、中規模を対象とすべきだと思っていることに変わりはない。出来れば、全ての規模の建築物を対象となることが理想である。碧南市は、せっかく景色の特性をきっちりと分析して方針まで示しているが、結局ここで対象を狭くしてしまうと、景色づくりに関わる人が減ってしまう。例えば、戸建て住宅の建て替えの際にも、実際に厳しい規制をできなくても、景観計画における自分の家の地域区分を把握し、少しでも景色の基本方針を意識した設計にしてもらえることが望ましいと思う。そのため、届出対象の幅は広めにし、規制はあまり強いものを課さなくてもよいと思う。届出対象行為は、あくまで届出をする幅を広くするのか、狭くするのかということで、規制自体が厳しいか緩いかは、全く関係がない。届出対象行為の幅を広げると事務量が増えてしまい、職員が対応しきれない問題もあるかもしれない。そのため、一つ一つ図面を確認するのではなく、例えば、戸建て住宅を建てる際にも、A4・1枚の簡単なチェックシートに、景観計画を見て、この方針に配慮したようなことを簡単に書いてもらうだけでも十分効果があると思う。届出の書式も非常に簡易なものにすれば、事務量も多くなると対応が可能であると思う。ここが重要であるが、それでも全ての建物は無理だとなった場合には、碧南市で実施している碧南市特定規模小売店舗の地域貢献等に関する規程の対象となる建築物には、追加して景観計画の届出の対象にするという考えもあると思う。全ての建築物を対象にすることは無理でも、結果的に大規模と中規模の間ぐらいのところまで議論出来たらよいと思う。

委員長) 私も同感で、事前協議も景色づくりの厳しい規制をつくるのではなく、多くの人が景色について考えてもらう機会を増やそうということが目的である。そのための方法として、届出対象行為の幅を広げることや、事前協議がある。事前協議は堅い言葉のような気がするが、厳しい規制をかけるのではなく、多くの人が景色についての意見、意識を持ってもらう機会をつくっていき、ルールがなかったから、地域にそぐわないものが出来てしまったと反省をして、市

民の中で意識として高まった段階で、ルールができると思う。相当多くの市民の意識的な成長が必要で、やはり何かが起こった時に初めてルールがつくられるため、市民の景色への意識が高まる前に厳しいルールをつくる話には絶対にならない。事前協議と届出対象行為の幅を広げるということは、意味があるため、議論していただきたいと思う。

**A 委員)** 建築確認申請の時に、景色に関するチェックシート一枚を作成してもらうことは、そんなに難しくはないと思う。チェックシートは、スタートであり、溜まったデータについて分析して傾向を把握でき、また地域で議論するベースになる。

**委員長)** 厳しい規制をかけない代わりに、多くの人に景色について認知されることが重要であり、意識が高まった段階で規制をかけていくことが考えられる。

**A 委員)** 全く反対なことであるが、ドイツでは、雨が降って内水氾濫がおこると、下水に自分の敷地にどれだけ降った雨が流出するかをコントロールしている。コントロールする際には、建物の面積、構造、年数などから計算式によって、流出する水に対しての請求書が届くようになっている。その際に、屋根を芝で緑化すると計算式によって、税金が安くなるため、必然的に緑が増える仕組みがある。日本ではなかなか真似できないかもしれないが、自分で水の流出量をチェックできるようになると、割と自分たちで実施していくかもしれない。ここまで細かくなくても、例えば緑の割合などについてチェックするだけでも随分と違ってくると思う。

**G 顧問)** 大規模な建築物だけ規制しても、第2章の基本方針を実現できないと思う。少した外的な規制をしようとしているような気がする。第2章に色々示している中の一部には、効果があるのかもしれないが、もう少し市民のみなさんの意識を高めるならば、対象の幅を広げてよいと思う。今まで、時間とお金をかけて景色について、市や各地区で検討されてきたが、こんな家が出来てしまったとなることは、周辺の人には不快に感じるし、みんなが不幸になり、何も良いことがない。せつかくここまで検討してきたのだから、選択肢として建築物の色だけでも、ルールを決めることもよいのではないか。日本では、住民

の方の思いがないと目標はなかなか実現されないし、規制に対して納得は得られないと思う。

**委員長**）住民から規制への要求があれば、計画に示されるが、まだ要望がない。そのため、大きく規制をかけられるアイデアを示していないため、最終的に目指す姿と規制に乖離があり、この乖離を徐々に埋めていくことを目指して実施していくしかない。

**G 顧問**）普通は、建物で違和感が無い建物であると思うが、その中でも奇抜なものだけでも押える案もあると思う。そのようなことをしないと、何ら将来の担保にならない様な気がする。

**A 委員**）そのような意味では、むしろ全部にかけることもあるが、油ヶ淵ゾーンと田園ゾーン、新田開発ゾーンには、もう建築物を建ててはいけなくらい示してもよいかもしれない。

**委員長**）景色について議論しながら、総合的な政策につながっていけばよいと思う。しかし、今のところその部分が縦割りになっているため、何ができるのかという議論になってしまっており、やはり難しいと思う。ただトップダウンのルールも限界があるため、トップダウンと同時に、市民の生活の中から何を重視するのかを地域文化から求めていく、2つから景色づくりを行っていくことが理想だと思う。しかし、地域文化で景色づくりを行うことは時間がかかり、住民が関わるためのステップが必要になる。民間に対するアクションを大切にするために、幅を広くして、なるべく多くの人の意識が高まるための形をつくることが重要であると思う。もう一つは、一方で独断で実施することを明確に示して、誘導する方向、目指していくことを具体的に示すことが必要なことだと思う。その2つを同時に示すことが重要だと思う。

**C 顧問**）碧南市の計画の特徴は、15 ページの基本目標の目標5「協働により成長し続ける景色づくり」ということで、成長し続ける協働が大きなポイントだと思っている。要はこの計画と現状との乖離、規制の乖離は、この協働により継続した今後の取り組みによるところが大きいと思っている。その辺りが非常

に今後、重要になってくると思うため、出来れば今後継続的に実施できることも、この計画に盛り込めるとよいのではないかと思う。

**G 顧問**）基本方針は、多く示し過ぎているため、もう少し絞って特徴づけないと、実施しにくいのではないかと思う。

**H 顧問**）行為の制限をすると同時に、市民の景色に関する意識を高める取り組みを実施していく必要があると感じる。市民の意識を高めることについても、計画に盛り込んでいってほしい。街路樹は、住民の方の要望や電線にひっかかることから剪定が行われるが、多分維持管理費の兼ね合いで、思い切った剪定がされているようである。愛知県でも、景色上、この剪定がよくないということで、検討していることを聞いたことはあるが、維持管理費との兼ね合いもあるため、担当課に景色に配慮した形でやっているのか聞いてみたいと思う。

**副委員長**）この計画を是非最大限生かすべきだと思う。そのため、届出対象の範囲を広げる事も考えなければいけない。また、街路樹についても、景観計画に街路樹が大事だと示しているから、剪定しないと行政が主張できると思う。碧南市の景観計画を武器にというか、行政が積極的に発言できるようにしていきたい。もちろん議論はしっかりやらなければいけないが、是非実際に街を変えていくような計画にしたい。

**A 委員**）モニタリングをしっかりと行っていただきたい。16 ページの基本方針は、確かに沢山示されているように思えるが、多分整理の仕方が悪いからこうなっていると思う。例えば、自然保護やエネルギー文化、健康などの視点でも、もう少し横に整理すると、まだ足りないくらいになると思う。緑をなぜ植えているのか、街路樹をなぜ植えているのかという根拠がしっかりと示せていないため、苦情にも対応できない。緑は、例えば、夏に温度を下げる効果があることを、街路樹の下と、ないところで、毎年測定しモニタリングすることで、街路樹の効果を示すことができる。みなさんの熱射病の予防のために、街路樹はあるのだということもできる。優先順位をつけて、一個ずつ積みあげていければよいと思う。

#### 4. 連絡事項

事務局より、以下のとおり連絡事項をお伝えした。

- ・第7回碧南市景色づくり委員会 2月29日(水) 13:30～

#### 5. 閉会

—以上—